

# 各種届書の郵送手続についてのお願いです

平素は、当所の雇用保険業務にご理解を賜り、誠にありがとうございます。  
雇用保険の各種届書については郵便での手続きも可能ですが、マイナンバーの取扱いに関連して、以下についてご注意・ご留意願います。

## 1 マイナンバーを記載した書類の送付には書留郵便等をご利用下さい

マイナンバーを記載した書類の誤送付や紛失は、被保険者の個人情報に他人に知られること等により、被保険者及び事業主等に金銭的な損失が発生する虞があります。マイナンバーを記載した各種届書は、できる限り送付状況の追跡可能な**書留郵便等での送付**をお願いします。

## 2 お返しする書類にはマイナンバーは記載されません

手続き後にお返しする各種通知書等には、マイナンバーは記載されません。このため、返信用封筒には普通郵便料金切手の添付で差し支えありません。

## 3 マイナンバー欄のある届書・申請書は返却できません。

## 4 各種届書以外の書類にはマイナンバーを記載しないで下さい

マイナンバー欄のある届書・申請書は、マイナンバーの記載の有無やコピーか原本かの別を問わず、返却できません。また、届書以外の書類もマイナンバーの記載がある書類は返却できません。返却できない書類は**廃棄することになります**。マイナンバーを当該被保険者とその関係者以外の他人に知られることを防ぐための全国的な取扱いとなります。



※ この取扱いに合わせ、ハローワークが引き受ける書類以外の書類（労働者名簿等）に受理印を押す取扱いも行わないことになりました。お手数とご不便をおかけしますが、ご理解とご協力の程、よろしくお願いします。

**ハローワーク池田**